

ポスター図案を募集します 町田市介護予防月間2012

いつまでも 私らしく生きるため



昨年のポスター

介護予防について関心を持っていただくために、市では「いつまでも私らしく生きるため」をキャッチフレーズに、今年も10月を介護予防月間としてさまざまなイベントを行います。今回、そのPR活動に使用するポスター図案を募集します。

採用された作品は、9月30日に開催する介護予防月間2012のオープニングイベントで表彰式を行い、キャッチフレーズと併せて、町田市介護予防月間のポスターやパンフレットの表紙等に使用します。

テーマ「いつまでも私らしく生きるため」というキャッチフレーズに合う、いきいきと自分らしく健康であるイメージで明るく、

5月20日(日)午前9時30分から鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1-1)で、町田市総合水防訓練を実施します。この訓練は、台風や集中豪雨が予想される雨期を前に、大雨による浸水等の被害を想定し、水防態勢の万全を期するために行うものです。

都市型水害の対応工法をはじめとしたさまざまな水防工法を行い、本番さながらの訓練です。また、各地の水害現場で実際に水防工法を行った写真の展示等もありますので、ぜひ見学においで下さい。

交通 小田急線鶴川駅から鶴川緑山住宅循環バスで「げやき通り」下車、徒歩5分、または、鶴川女子短期大学行きバスで終点「鶴川女子短期大」



応急シート張り工法の様子(昨年の訓練から)

見学においで下さい 町田市総合水防訓練

①町田市地域防災計画(修正案)

街を守るためのご意見をお待ちしています
問 防災安全課 ☎724・2107 FAX725・3280

町田市地域防災計画(修正案)の概要

- 修正のポイント**
 - 震災時に直面した具体的な問題点等を踏まえ、下記のとおり修正等を行います。
- 災害情報の連絡手段の見直し**
 - 震災の発生直後から一般電話や携帯電話がかけにくくなったことや、防災行政無線が聞き取りづらいというご意見があったため、次の点について修正等を行います。
 - 防災関係機関との情報手段を確実にするための衛星携帯電話の配備充実
 - 防災情報メール配信サービスを活用したの情報伝達
 - 防災行政無線のスピーカーの調整や増設による難聴対策
- 備蓄資機材及び物資の備蓄計画の策定**
 - 震災時には、発生直後から停電し夜遅くまで復旧しませんでした。また、今後震災が発生した場合、救急活動拠点での医薬品の不足が見込まれます。そこで、指定避難所施設の備蓄資機材の充実を図るとともに、薬剤師会等との協力による医薬品の流通備蓄を導入した備蓄計画を策定していきます。
- 帰宅困難者対策の充実**
 - 震災では町田駅周辺に帰宅困難者が発生したため、今回、帰宅困難者の一時待機場所の明確化(町田市民ホール、生涯学習センター等)、帰宅困難者用備蓄品の充実(各施設内での備蓄)、園児・児童の帰宅時期についての修正等を行います。
- 原子力災害対策の策定**
 - 震災に伴う福島第一原子力発電所の事故で、影響が広範囲に及んだことに鑑み、町田市として新たに原子力災害に対する対策を策定していきます。
- 災害時医療対策の体制構築**
 - 町田市の従来の災害医療救護対策では、避難所を起点とした医療活動を想定していましたが、より専門的な医療が可能な、地域の拠点となる病院も含めた救護体制を構築していきます。
- 被災地支援対策**
 - 他自治体が大規模地震災害等で被災した場合に、迅速な支援ができるよう新たに被災地支援計画を策定していきます。

②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い町田市で制定または改正する条例案

2011年に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(一括法)が公布されました。これにより、施設や道路等の設置管理の基準の一部について、国が示す基準を参考として市が条例で定めることができるようになりました。このたび、国の示す基準と、それに対する市の考え方や条例案の方向性がまとまりました。

意見を募集する条例案

- 今回パブリックコメントを実施するのは、以下の7法律に関する条例案です。
 - 介護保険法**
 - 78条の4「指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準」
 - 115条の14「指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」
 - 公営住宅法**
 - 5条「公営住宅の整備基準」
 - 23条「公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準」
 - 道路法**
 - 30条「都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準」
 - 45条「道路標識の案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準」
 - 都市公園法**
 - 3条「都市公園の設置基準」
 - 4条「都市公園の建築物の建築面積の基準」
 - 下水道法**
 - 7条「公共下水道の構造の基準」
 - 21条「終末処理場の維持管理の基準」
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**
 - 10条「特定道路の構造に関する基準」
 - 13条「特定公園施設の設置に関する基準」
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律**
 - 21条「市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格」
- 市の考え方・方針等**
 - これら7法律の該当条文については、いずれも国の示す基準を「参酌」して、条例で定めることとされています。「参酌」とは、「国が示す政省令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、国の基準と異なる基準を定めることも許容される」というものです。そのため市では、「参酌」すべきとされたこれら条文について、参照した結果と、それに対する市の考え方を示し、意見を募集します。国が示す基準及び条文の詳細は、資料(配布場所は下表を参照)または町田市ホームページをご覧ください。

ご意見の提出方法

案件名	①町田市地域防災計画(修正案)	②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い町田市で制定または改正する条例案
担当課	防災安全課(市役所本庁舎3階、〒194-8520、中町1-20-23、☎724・2107 FAX725・3280 E-mail:city980@city.machida.tokyo.jp)	企画政策課(市役所本庁舎3階、〒194-8520、中町1-20-23、☎724・2103 FAX724・3072 E-mail:city970@city.machida.tokyo.jp)
募集期間	5月31日(木)まで	
資料の閲覧・配布	修正案・条例案は町田市ホームページに掲載しています。また、担当課のほか次の窓口で閲覧及び資料配布を行っています。各窓口で開庁日・時間が異なりますのでご注意ください。 配布場所=市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター、町田・南町田の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館 ※②については、介護保険課(健康福祉会館分館1階)、建設総務課(中町第二庁舎2階)、道路管理課(中町第二庁舎1階)、建物住宅対策課(中町第三庁舎1階)、公園緑地課(木曾庁舎)、下水道整備課(成瀬クリーンセンター)、環境政策課(町田リサイクル文化センター)でも閲覧や配布を行っています。	
意見等の提出方法	郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵便の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。	

一注意事項一
 ○書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、案件名、②は意見を出す条例名を明記して下さい。○電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
 ○ご意見への個別の回答は行いません。○公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
 ○寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、①は7月上旬に、②は8月上旬にそれぞれ公表します。